(証券コード 4704)
平成28年３月３日

株　主　各　位

東京都渋谷区代々木二丁目１番１号
新宿マインズタワー
トレンドマイクロ株式会社
代表取締役社長　エ　バ　・　チ　ェ　ン

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送いただくか、後記「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」（49頁から50頁まで）をご高覧のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年３月25日(金曜日)午前10時
2. **場　　所**　東京都新宿区西新宿六丁目６番２号
　ヒルトン東京　３階　大和
3. **目 的 事 項**
　報告事項
　1. 第27期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第27期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

　決議事項
　議　　案　剰余金の処分の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として委任する場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会終了後、同会場において経営近況報告会を開催いたしますので、引き続いてご参加くださいますようご案内申しあげます。所要時間としては、約１時間を予定いたしております。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.trendmicro.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎災害の発生や電力事情による停電等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合、また、経営近況報告会の開催を中止させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

添付書類

事　業　報　告

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日)における世界経済は、グローバル経済を牽引する米国が年初より穏やかな景気回復を持続、欧州経済も概ね穏やかな状況にあるなど、先進国を中心に堅調な回復を続けました。一方で、経済成長減速が顕著になり株式市場の乱高下もあった中国などの新興国経済が世界経済に及ぼす影響を中心に、原油安や高まりつつある地政学リスク、米国の利上げによる影響など、様々なリスクが年後半に向け台頭していく中、世界経済は推移いたしました。

わが国経済は各種政策の下、企業収益の改善や堅調な各種経済指標に見られるように緩やかな回復基調が続いておりますが、上記の中国経済をはじめとする世界景気の下振れ影響による懸念が広がりつつあり、日本経済においても先行き不透明感は否めません。

情報産業につきましては、世界のパソコン出荷台数は依然として減少しており、各国の通貨安など世界経済の影響が見られる中、前年比減少率において過去最大を記録しました。一方、世界的には引き続きサーバ仮想化を含むクラウドコンピューティングとそれに伴うＩＴサービスの需要がＩＴ投資を牽引しています。国内におきましてもパソコン出荷台数はWindows XPのサポート終了に伴う買い換え需要の反動減や新OSによる市場の牽引が弱いことなど2015年通年ベースでマイナス成長となる可能性が高まっておりますが、企業のＩＴ投資に関しては景気の回復に比例し、前年比プラス成長となる見込みです。

セキュリティ業界におきましては、引き続き特定の企業や組織を狙う標的型攻撃が横行する中、特定の企業や国家機関などを狙ったサイバーテロ攻撃や、それらによる企業の顧客情報や個人のプライベート情報、人事情報の漏洩などが国内外を問わず注目を集めました。また、感染したPCをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にし、元に戻すことと引き換えに金銭を要求する身代金要求型不正プログラムであるランサムウェアも話題となりました。今後は、様々な機器がインターネットに繋がり、お互いに情報をやり取りすることで新しい価値

を生み出すという概念であるIoT（Internet of Things）におけるデバイスや環境を狙った攻撃や、社会的、政治的ハッキングを行うハクティビストによる地政学的なテロ攻撃、国内においてはマイナンバー導入に伴う国民レベルでの個人情報漏洩などが懸念され、セキュリティの需要がより高まっていくことが想定されます。

このような環境下、当社グループの経営状況は以下のようなものでありました。

日本地域につきましては、個人向けビジネスが、昨年のWindows XPのサポート終了に伴う買い換え需要による好調なパソコン販売の恩恵を受けた反動減が見られたものの、リベートが減少したことなどにより増収となりました。また、企業向けビジネスもクラウド関連ビジネスの伸長のみならず、標的型攻撃対策関連ビジネスも貢献し始め、同地域の当連結会計年度の売上高は52,599百万円(前年同期比3.7%増)と増収となりました。

北米地域におきましては、個人向けビジネスはユーザ数の減少などにより依然としてふるわない一方、引き続きクラウド関連ビジネスが大きく伸長を見せる企業向けビジネスが貢献し、現地通貨ベースでも増収となりました。加えて円安の影響も大きく受け、同地域の当連結会計年度の売上高は29,325百万円(前年同期比17.5%増)と二桁増収となり、当社グループ販売地域の中で最も伸張しました。

欧州地域につきましては、特に標的型攻撃対策関連ビジネスが大きく拡大し、クラウド関連ビジネスと共に企業向けビジネスを牽引しました。その結果、円高の影響を大きく受けたものの24,143百万円(前年同期比6.0%増)となりました。

アジア・パシフィック地域につきましては、主に現地通貨ベースにおいても堅調なオーストラリアを軸に、クラウド関連ビジネスを中心に企業向けビジネスが同地域を牽引しました。その結果、同地域の当連結会計年度の売上高は14,920百万円(前年同期比8.4%増)となりました。

中南米地域につきましては、円高の影響を大きく受けたもののブラジル、メキシコ共に現地通貨ベースにおいて大きな伸びを示し、クラウド関連ビジネス並びに標的型攻撃対策関連ビジネスを中心に同地域を牽引しました。その結果、同地域の当連結会計年度の売上高は3,327百万円(前年同期比11.6%増) と、二桁増収となりました。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度における売上高は124,317百万円(前年同期比7.9%増)と全地域において増収となりました。

一方費用につきましては、全体的に円安の影響を大きく受け増加しました。特に同影響を大きく受ける人件費をはじめ、自社株連動型報酬によるコストの増加等の影響を受け、売上原価および、販売費及び一般管理費の合計費用は前年同期と比べ増加の93,341百万円（前年同期比14.5％増）となり、当連結会計年度の営業利益は30,976百万円（前年同期比8.0％減）と減益となりました。また、当連結会計年度の経常利益は有価証券売却益が前年同期に比べ増加したこと等により34,071百万円（前年同期比5.3％減）となり、当連結会計年度の当期純利益は21,435百万円（前年同期比3.9％減）と、それぞれ減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,530百万円であり、主要なものは新技術の開発、基幹業務の合理化に必要なサーバ、PC及び周辺機器等を取得しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事実はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するコンピュータセキュリティ業界には、既存セキュリティベンダの他、他業種からのM&Aや新規参入なども国内外問わず活発となっており、当社グループにとってこのような業界再編や新しい競合企業の市場参入は流動的で今後の展開が読みにくく、市場競争を更に熾烈なものにすることと予想されます。

当社グループは、このような競争の激化に対応し、また日々進化する新しい脅威に対して多角的セキュリティ対策を実現すべく幅広い技術の強化を図る目的のもと、これまでいくつかの企業買収を行ってまいりました。これら買収企業の技術も併せ有機的に結合し、当社グループは他社に先駆け、平成21年よりクラウド型の技術基盤「Trend Micro Smart Protection Network」（以下、SPN）をコアにしたクラウドからセキュリティを実現する各種製品及びサービスの提供をいたしております。

また、今期、次世代IPSであるNGIPS(次世代侵入防止システム Next Generation Intrusion Protection System)及びネットワーク関連セキュリティソリューションを提供する米国Hewlett-Packard CompanyのTippingPoint事業部門を譲り受けることを発表いたしました。それらの技術と知見をSPNと融合させることで、より付加価値

の高いセキュリティサービスが提供可能となります。

これまでの情報化社会は、人類が長い歴史の中で組み立ててきた仕組み（ビジネスプロセスや社会構造など）をデジタルの世界に置き換えることで進展してきました。更に今後は、様々な機器がインターネットに繋がり、お互いに情報をやり取りすることで新しい価値を生み出すIoT（Internet of Things）と呼ばれる概念のもと、モバイル、クラウド、ソーシャルメディア、ビッグデータといったデジタルテクノロジーを前提とした、新たなビジネスや社会の仕組みが生まれてくると考えられます。

ビジネスや社会の真のデジタル化が加速することは、情報セキュリティリスクも加速度的に上がっていくことを意味します。企業が保有するビッグデータの価値は高まり続けるため、それを狙ったサイバー犯罪は増加し、IoTやモバイル、クラウドのテクノロジーを使った、今までに無いサイバー攻撃手法が登場することも考えられます。

当社グループは引き続き経営資源の集中により独自性に富んだソリューションを競合企業に先駆けて開発し、よりユーザの視点で製品の仕様や性能に改良を加えることで、製品やサービスの優位性を向上させてまいります。また、購買行動の差異により特徴付けられる顧客属性を意識したマーケティングを展開していくことにより顧客ロイヤリティを高め、安定的な財務基盤を維持しつつ継続的な成長を目指していきたいと考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項目＼年度	第24期 平成24年12月期	第25期 平成25年12月期	第26期 平成26年12月期	第27期 平成27年12月期
売上高（百万円）	93,839	108,314	115,205	124,317
経常利益（百万円）	22,661	32,456	35,992	34,071
当期純利益（百万円）	13,447	19,595	22,303	21,435
1株当たり当期純利益（円）	102.21	147.53	165.68	157.71
総資産（百万円）	219,007	261,493	279,938	290,520
純資産（百万円）	113,492	142,539	153,094	159,693

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	持株比率	主要な事業内容
Trend Micro Incorporated(台湾)	212,500,000 ニュー台湾ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro Incorporated(米国)	477,250.67 米ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	150,000 豪ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)	21,372,061.63 ユーロ	100%	関係会社に対する業務支援及びセキュリティ関連製品の開発・販売

(注) 1．連結決算の対象は、非連結子会社５社を除く全ての子会社及び関連会社であり、上記の重要な子会社４社を含む連結子会社31社、持分法適用関連会社３社であります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

コンピュータ及びインターネット用セキュリティ関連ソフトウェアの開発・販売

(8) 主要な拠点等

本　　社　東京都渋谷区
営 業 所　大阪営業所（大阪市淀川区）
　　福岡営業所（福岡市博多区）
　　名古屋営業所（名古屋市中区）
海外子会社　Trend Micro Incorporated（台湾）
　　Trend Micro Incorporated（米国）
　　Trend Micro Australia Pty.Ltd.（オーストラリア）
　　Trend Micro (EMEA) Limited（アイルランド）

(9) 従業員の状況

部門等の名称	従業員数(名)
販売部門	1,290
マーケティング部門	354
製品サポート部門	1,011
研究開発部門	1,728
管理部門	807
合計	5,190

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　250,000,000株
(2) 発行済株式の総数　136,914,780株　(自己株式3,378,224株を除く。)
(3) 株主数　6,006名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
トゥルーウェイカンパニーリミテッド	16,302,500	11.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,852,400	10.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,579,300	7.72
チャンミンジャン	5,367,000	3.91
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	4,963,773	3.62
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド シンガポール クライアンツ	4,044,426	2.95
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,020,400	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,781,100	2.03
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	2,235,218	1.63
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ	1,811,394	1.32

(注) 1. 事業報告上の持株数は、株主名簿上の持株数に従い記載しております。
2. 持株比率は、自己株式(3,378,224株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

① 新株予約権の数

第27回A～第32回　　7,352個

② 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式　第27回A～第32回　735,200株（新株予約権１個につき100株）

③ 新株予約権の払込金額

無償

④ 取締役の保有する新株予約権の回次別合計

	回次(行使価額)	行使期限	個数（個）	保有者数(名)
取締役 (社外取締役を除く)	第27回A(2,557円)	平成28年７月14日	350	1
	第28回A(2,406円)	平成28年12月14日	550	3
	第29回(3,300円)	平成29年12月31日	850	3
	第30回(3,660円)	平成30年12月27日	1,052	3
	第31回(3,220円)	平成31年５月27日	3,600	4
	第32回(3,640円)	平成31年12月１日	950	4

(注)当事業年度末日において、社外取締役および監査役の保有する新株予約権はありません。

⑤ 新株予約権の主な行使の条件

イ．新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から６ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

ロ．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から６ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から６ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する

国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

ハ．新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員に対し交付した新株予約権はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日における当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員の保有する新株予約権の状況

① 新株予約権の数

第27回B～第32回　　34,796個

② 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 第27回B～第32回　3,479,600株(新株予約権１個につき100株)

③ 新株予約権の払込金額

無償

④ 当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員の保有する新株予約権の回次別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数（個）
当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員	第27回B(2,557円)	平成28年７月14日	4,270
	第28回B(2,406円)	平成28年12月14日	6,146
	第29回(3,300円)	平成29年12月31日	1,813
	第30回(3,660円)	平成30年12月27日	2,377
	第31回(3,220円)	平成31年５月27日	17,700
	第32回(3,640円)	平成31年12月１日	2,490

⑤ 新株予約権の主な行使の条件

イ．新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体

障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から６ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

ロ．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から６ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から６ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

ハ．新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等　　(平成27年12月31日現在)

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
チャン ミン ジャン	代表取締役会長	
エ バ ・ チ ェ ン	代表取締役社長　当社グループCEO	
根 岸 マ ヘ ン ド ラ	代表取締役副社長　当社グループCFO	
ワイエル・モハメド	取 締 役 副 社 長　当社グループCOO	
大 三 川　彰　彦	取 締 役 副 社 長　日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当	
野　中　郁 次 郎	取　締　役	一橋大学　名誉教授
千　歩　　優	常 勤 監 査 役	
長 谷 川　文　男	監　査　役	
亀　岡　保　夫	監　査　役	大光監査法人　理事長兼代表社員
藤　田　浩　司	監　査　役	奥野総合法律事務所・外国法共同事業　副所長/弁護士

(注) 1. 平成27年３月26日開催の第26期定時株主総会において、取締役ワイエル・モハメド氏が新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成27年３月26日付をもって、取締役ワイエル・モハメド氏は副社長に選定され、就任いたしました。
3. 当社の役員は平成27年12月31日現在、取締役６名、監査役４名の計10名であり、そのうち１名が女性、９名が男性で構成されています。なお当該女性の役員は、当社の代表取締役社長であります。
4. 取締役野中郁次郎氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役４名全員は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役千歩優氏は長年に亘る経理、管理部門の経験により、監査役長谷川文男氏は長年に亘る財務、経理部門の経験により、監査役亀岡保夫氏は公認会計士の資格と経験により、また監査役藤田浩司氏は弁護士の資格と会社再建や企業法務に係る多くの経験により、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、社外取締役については金1,600万円、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	人数	報酬等の額	摘　要
取　締　役	６名	349百万円	うち社外取締役１名　８百万円
監　査　役	４名	23百万円	監査役４名は全員社外監査役

(注) 取締役の報酬等には、取締役（社外取締役を除く）に付与されたストック・オプションによる報酬額94百万円および付与されたキャッシュ・ファントム・ユニットアワードに業績や株価を反映するキャッシュ・インセンティブ・プランに基づく報酬97百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

氏　名	取締役会および監査役会への出席および発言の状況
野　中　郁次郎 (取締役)	取締役会は開催10回中９回(90%)に出席し、経営論等の専門性に基づく高い見地から適宜発言を行っております。
千　歩　　優 (常勤監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、長年に亘る経理、管理部門の経験からの見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
長谷川　文　男 (監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、長年に亘る財務、経理部門の経験からの見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
亀　岡　保　夫 (監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
藤　田　浩　司 (監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

85百万円

ロ．当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

85百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬とを区分しておらず、また実質的にも区分できないため、イ.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち３社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合のほか、職務遂行の状況等を勘案の上、会社法第344条第１項及び第３項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

当社の取締役の業務の適正を確保するための体制の基本方針および当該体制の運用状況の概要

当社は、平成27年６月17日開催の当社取締役会において、グループ内部統制に関する事項および監査を支える体制等の整備に関する事項の明確化を主な理由として、本基本方針の見直しを行っております。当該見直し後の方針は以下の通りであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ⅰ）当社の取締役の職務執行に係る情報については、機密事項管理規程および機密事項管理運営細則ならびにその他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、当社の取締役および監査役が常時閲覧できる状態を維持する。その保存期間については、文書取扱規程に定める期間とする。

ⅱ）情報システムに関わる情報の保護および保存は、情報セキュリティポリシー(Information Security Policy)の定めるところによる。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

ⅰ）当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、製品ならびにサービスに関するリスクおよび社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整える。

ⅱ）当社は、コンプライアンスおよびリスク管理体制を統括する組織としてリスク管理室を設置する。また、当社の代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置する。

ⅲ）情報の漏洩、盗難、紛失、破損、不正な改変等は、当社に甚大な損害と信用の失墜をもたらす。よって当社は情報セキュリティポリシー(Information Security Policy)、機密事項管理規程、危機管理ガイドライン、個人情報保護マニュアル等の規定に基づき、これらのリスク管理を行う。

ⅳ）不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する当社の取締役を危機管理責任者とする緊急対策室（ＳＷＡＴ）を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を３ヶ月に１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項についてはエグゼクティブ・ミーティングでの議論の結果および定期的に行われる予算レビュー・プロセスを参考としつつその執行決定を行う。

ⅱ）当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、エグゼクティブに関する規程等において、それぞれの責任者とその責任、執行手続きについて定める。

(4) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)、内部者取引管理規程等を定める。なお、行動規範(Code of Conduct)については、全ての当社グループ役職員に対して年１回のAcknowledgmentを実施するものとする。

また、必要に応じて各担当部署において、各種ガイドライン等の策定、研修の実施を行うものとする。

ⅱ）当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上を推進する。

ⅲ）当社グループは、内部統制システムの推進責任者として、インターナル・コントロール・マネージャーを任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命のうえ、活動する。

ⅳ）当社および当社子会社の取締役は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

ⅴ）法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報・報告体制を定める規程たるホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)に基づき、人事部および監査部(Internal Audit Department)を責任部署としてその運用を行う。監査部長(Internal Auditor)は該当事実の存否および内容を取りまとめ、四半期毎にCFOおよび監査役に、また必要に応じてCEOに報告を行う。但し緊急を要すると

判断される事項はその都度報告する。

vi）当社の監査役は当社グループの法令遵守体制およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ）当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社を含むグループ会社全社に行動規範(Code of Conduct)およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)を適用するとともに、関係会社管理規程に基づき業務執行に係るリスクの把握およびそれぞれの子会社の規模、事業内容等に応じた管理体制の構築を求め、定期的にそれらの内容を確認するものとする。

経営管理については、エグゼクティブに関する規程、関係会社管理規程、経理に関する管理及び権限規程(Finance Control & Approval and Signature Authority)を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、エグゼクティブ･ミーティングでの討議や定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じモニタリングを行う。

当社および当社子会社の取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項、その他リスク管理上懸念のある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役および取締役会に報告するものとする。

ⅱ）当社およびグループ会社における財務報告の信頼性を確保する為、財務報告にかかる内部統制システムの運用を行う。

ⅲ）当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、子会社の取締役は当社の取締役会および監査役に報告するものとする。

当該報告を受けた当社の監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

ⅳ）監査部長（Internal Auditor）は、適宜子会社に赴き業務執行の状況全般にわたってモニタリングを行う。

ⅴ）当社の監査役は、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況につ

いて調査を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ）当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人(以下、「監査役スタッフ」という。）を求めた場合、必要な員数および求められる資質等について、監査役と協議のうえ適切な人員を配置する。

ⅱ）監査役スタッフを置くこととなった場合には、監査役スタッフの人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

ⅲ）監査役が必要とする場合には、監査役は所属長に通知の上、使用人に特定事項の監査業務等を指示することができる。この場合、当該指示を受けた使用人は、当該業務については通常業務の指揮命令系統には従わず監査役に報告を行う。

ⅳ）当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。

(7) 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ）当社の取締役は次に定める事項を当社の監査役に報告する。

① エグゼクティブ・ミーティングで決議された事項
② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
③ 経営状況として重要な事項
④ 内部統制の監査および整備・運用の状況およびリスク管理に関する重要な事項
⑤ 重大な法令・定款違反
⑥ 会計方針の変更および導入に関する事項
⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

また、当社および当社子会社の使用人は②、④、⑤および⑦に関する重大な事実を発見した場合には、当社の監査役に直接報告することができるもの

とする。

ⅱ）当社のグループ会社全社に適用される行動規範(Code of Conduct)およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保する。

ⅲ）ホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)において、全ての報告を慎重に取扱い、報告をした者の秘匿について最大限の努力を払うべき旨を定め、また報告をした者が不利益取扱いを受けないことを明記する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ⅰ） 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求める事ができ、そのための費用を含む監査役の職務の執行に必要な費用の前払いまたは償還を会社に請求できるものとする。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ）当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に意見交換する機会を設定して意思の疎通を図るものとし、また、監査役の当社の事業内容に対する理解を深めるために、必要に応じて当社の使用人から担当業務に関する聴取の機会を設定する。

ⅱ）内部監査を担当する監査部（Internal Audit Department）は、当社の監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、情報交換および緊密な連携を図るものとする。

ⅲ）当社の取締役は、当社の監査役が取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するためにコンプライアンス・セキュリティ委員会やエグゼクティブ・ミーティング等の重要な会議に出席する機会を確保する。

ⅳ）当社の監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとともに意見を述べることができるものとする。

ⅴ）当社は、社外監査役の選任にあたって、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家を招へいするよう努める。

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、当該基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

① 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)を定め、全ての当社グループ役職員に対して、年１回のAcknowledgmentを実施しております。

② コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織であるリスク管理室を事務局として、コンプライアンス・セキュリティ委員会を四半期に１回開催しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、当社の役職員を対象とした社内研修を年間スケジュールを組み、定期的に行っております。

③ 監査役、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人は、定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。

④ 監査役は、取締役会を始めとする重要な会議への出席や稟議書等の重要書類を閲覧する他、代表取締役、監査部長および監査役による四半期ごとのレビューミーティング、代表取締役と監査役との定期的な意見交換や取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取等を通じて、当社の事業内容についての理解を深め、監査の実効性を確保しております。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	**201,488**	**流動負債**	**94,539**
現金及び預金	73,838	支払手形及び買掛金	560
受取手形及び売掛金	30,258	未払金	5,494
有価証券	71,914	未払費用	4,625
たな卸資産	810	未払法人税等	5,142
繰延税金資産	15,635	賞与引当金	1,476
その他	9,319	返品調整引当金	702
貸倒引当金	△289	短期繰延収益	69,132
固定資産	**89,032**	その他	7,405
有形固定資産	**5,788**	**固定負債**	**36,287**
工具、器具及び備品	4,516	長期繰延収益	30,113
その他	1,271	退職給付に係る負債	4,280
無形固定資産	**8,209**	その他	1,893
ソフトウェア	7,259	**負債合計**	**130,826**
のれん	238	〈純資産の部〉	
その他	711	**株主資本**	**155,348**
投資その他の資産	**75,033**	資本金	18,386
投資有価証券	61,010	資本剰余金	22,431
関係会社株式	1,794	利益剰余金	124,857
繰延税金資産	10,731	自己株式	△10,326
その他	1,496	**その他の包括利益累計額**	**2,659**
		その他有価証券評価差額金	234
		為替換算調整勘定	3,001
		退職給付に係る調整累計額	△576
		新株予約権	**1,681**
		少数株主持分	**3**
		純資産合計	**159,693**
資産合計	**290,520**	**負債・純資産合計**	**290,520**

連結損益計算書

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		124,317
売上原価		21,272
売上総利益		103,045
販売費及び一般管理費		72,069
営業利益		30,976
営業外収益		
受取利息	1,506	
有価証券売却益	1,725	
持分法による投資利益	61	
為替差益	22	
その他	242	3,559
営業外費用		
支払利息	5	
有価証券売却損	22	
固定資産除却損	240	
投資有価証券評価損	121	
その他	73	463
経常利益		34,071
特別利益		
新株予約権戻入益	34	
事業譲渡益	475	510
特別損失		
持分変動損失	544	544
税金等調整前当期純利益		34,037
法人税、住民税及び事業税	12,262	
法人税等調整額	338	12,601
少数株主損益調整前当期純利益		21,435
少数株主利益		0
当期純利益		21,435

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,386	21,993	118,955	△16,986	142,349
会計方針の変更による累積的影響額			95		95
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,386	21,993	119,050	△16,986	142,444
当期変動額					
剰余金の配当			△15,629		△15,629
当期純利益			21,435		21,435
自己株式の処分		437		6,660	7,097
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	437	5,806	6,660	12,904
当期末残高	18,386	22,431	124,857	△10,326	155,348

	その他の包括利益累計額				新株予約権
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,242	6,681	△749	8,174	2,559
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,242	6,681	△749	8,174	2,559
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,008	△3,679	173	△5,514	△878
当期変動額合計	△2,008	△3,679	173	△5,514	△878
当期末残高	234	3,001	△576	2,659	1,681

	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	11	153,094
会計方針の変更による累積的影響額		95
会計方針の変更を反映した当期首残高	11	153,189
当期変動額		
剰余金の配当		△15,629
当期純利益		21,435
自己株式の処分		7,097
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7	△6,400
当期変動額合計	△7	6,504
当期末残高	3	159,693

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　31社

(2) 主要な連結子会社の名称

会　　社　　名	
Trend Micro Incorporated	(台　　湾)
Trend Micro Incorporated	(米　　国)
Trend Micro Australia Pty.Ltd.	(オーストラリア)
Trend Micro (EMEA) Limited	(アイルランド)

(3) 非連結子会社の名称

Broadweb Corporation（ブルネイ）
Itech Technology Limited（ブルネイ）
Broadweb Corporation（セーシェル共和国）
Broadweb Corporation（中国）
Itech Technology Limited（中国）

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数　３社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称

General Mobile Corporation（英国領ケイマン諸島）
Anome Incorporated（サモア独立国）
AsiaInfo Security Limited（英国領ヴァージン諸島）

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

Broadweb Corporation（ブルネイ）他４社の非連結子会社全５社

持分法を適用しない理由

非連結子会社５社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結会社合計の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、非連結子会社に対する投資勘定については、持分法を適用しておりません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社は定率法、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品　主として２～20年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に５年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……	従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
返品調整引当金……	連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１～23年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１～23年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異は、一定の年数（１～23年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権・債務は連結決算日の直物為替相場で円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 収益の計上基準

ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準

当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常使用許諾後一定期間にわたるポストコントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウイルス・パターン・ファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。

当社はポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

(9) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。) 及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。) を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算

方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が147百万円減少し、利益剰余金が95百万円増加しております。なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益、１株当たり当期純利益額、１株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準)

１．　企業結合に関する会計基準等

・「企業結合に関する会計基準」　(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)
・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年９月13日)
・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成25年９月13日)
・「１株当たり当期純利益に関する会計基準」
(企業会計基準第２号　平成25年９月13日)
・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日)
・「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第４号　平成25年９月13日)

(1) 概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年12月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年12月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

2． 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日）

(1) 概要
繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。
①（分類１）から（分類５）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
②（分類２）および（分類３）に係る分類の要件
③（分類２）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
④（分類３）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
⑤（分類４）に係る分類の要件を満たす企業が（分類２）又は（分類３）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日
平成29年12月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

(追加情報)

当社米国子会社は、平成27年10月20日（米国時間)、米国Hewlett-Packard Companyとの間で、同社セキュリティ事業の一部であるTippingPoint部門の事業を譲り受けることについて合意し、これに係る契約を締結いたしました。

1. 本譲受の目的

次世代IPSであるNGIPS(次世代侵入防止システム Next Generation Intrusion Prevention System)およびネットワーク関連セキュリティソリューションを提供するHP社のTippingPoint事業部門を譲り受け、同事業部門のセキュリティチームおよびセキュリティ脅威に関する知見の集合体であるDigital Vaccine Labs(DVLABS)による先進的なセキュリティフィルターを用いた"ゼロデイアタック"（プログラムの脆弱性が発見されてからその修正プログラムが提供されるまでの間に行われる攻撃）に対する防御技術をはじめとするこれらの技術・知見を、当社グループの技術基盤である「Trend Micro Smart Protection Network」と融合させることで、より付加価値の高いセキュリティサービスを提供できるようにします。

2. 事業譲受の相手先

Hewlett-Packard Company

3. 企業結合日

所管当局の正式な承認を経て、平成28年第１四半期中の事業譲受の完了を予定しております。

4. 企業結合の法的形式

事業譲受

5. 譲り受ける資産・負債の額

現時点では確定しておりません。

6. 取得する事業の取得原価

300百万米ドル（約360億円、為替レート１米ドル＝120円換算）を予定していますが、現時点では確定しておりません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額　　18,754百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1.　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　140,293,004株

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度中の増加	当連結会計年度中の減少	当連結会計年度末
普通株式	5,557,124	－	2,178,900	3,378,224

(変動事由の概要)

減少数の内訳は次の通りであります。

新株予約権の行使時における自己株式代用数　　2,178,900株

2.　当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議　平成27年３月26日定時株主総会
株式の種類　普通株式
配当金の総額　15,629百万円
１株当たり配当額　116円00銭
基準日　平成26年12月31日
効力発生日　平成27年３月27日

3.　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議　平成28年３月25日定時株主総会
株式の種類　普通株式
配当の原資　利益剰余金
配当金の総額　15,060百万円
１株当たり配当額　110円00銭
基準日　平成27年12月31日
効力発生日　平成28年３月28日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普　通　株　式　　1,501,400株

付与者の退職に伴い失効し、経済的価値を失ったストック・オプションについては、個数の減少を順次認識しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については基本的に自己資金を充当することとしており、余資は安全性の高い金融商品で運用しております。また、デリバティブ取引は基本的に行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権及び営業債務は為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、信用度の高い取引金融機関の債券等であり、市場価格の変動リスクと為替の変動リスクに晒されております。支払手形、買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、ほとんど１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び各子会社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券の市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体(取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達にかかる流動性リスク

（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを軽減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には

合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	73,838	73,838	－
(2) 受取手形及び売掛金	30,258	30,258	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	132,925	132,925	－
資産合計	237,022	237,022	－
(1) 支払手形及び買掛金	560	560	－
(2) 未払金	5,494	5,494	－
(3) 未払費用	4,625	4,625	－
(4) 未払法人税等	5,142	5,142	－
負債合計	15,823	15,823	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位 百万円）

区分	平成27年12月31日
非上場株式	1,794

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　1,154円06銭
2. １株当たり当期純利益　157円71銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	**121,614**	**流動負債**	**53,113**
現金及び預金	31,799	買掛金	182
売掛金	10,371	未払金	11,923
有価証券	61,640	未払費用	12
製品	161	未払法人税等	4,200
原材料	22	未払消費税等	1,007
貯蔵品	33	預り金	293
前払費用	137	賞与引当金	74
繰延税金資産	12,483	返品調整引当金	480
未収入金	4,630	短期繰延収益	34,167
その他	333	その他	769
固定資産	**41,320**	**固定負債**	**22,593**
有形固定資産	**664**	長期繰延収益	19,755
建物	870	長期未払金	2
工具、器具及び備品	1,387	退職給付引当金	2,735
減価償却累計額	△1,594	その他	99
無形固定資産	**3,885**	**負債合計**	**75,706**
ソフトウェア	2,355	〈純資産の部〉	
ソフトウェア仮勘定	1,154	**株主資本**	**85,238**
のれん	105	**資本金**	**18,386**
その他	269	**資本剰余金**	**22,431**
投資その他の資産	**36,770**	資本準備金	21,108
投資有価証券	24,960	その他資本剰余金	1,322
関係会社株式	3,250	**利益剰余金**	**54,746**
敷金	498	利益準備金	20
会員権	4	その他利益剰余金	54,725
繰延税金資産	8,132	繰越利益剰余金	54,725
投資損失引当金	△75	**自己株式**	**△10,326**
		評価・換算差額等	**308**
		その他有価証券評価差額金	308
		新株予約権	**1,681**
		純資産合計	**87,228**
資産合計	**162,934**	**負債・純資産合計**	**162,934**

損 益 計 算 書

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
製品売上高	52,591	
ロイヤリティー収入	814	53,405
売上原価		11,455
売上総利益		41,950
販売費及び一般管理費		25,142
営業利益		16,808
営業外収益		
受取利息	31	
有価証券利息	432	
有価証券売却益	1,722	
その他	92	2,277
営業外費用		
有価証券売却損	22	
為替差損	486	
固定資産除却損	132	
その他	28	669
経常利益		18,416
特別利益		
新株予約権戻入益	28	28
税引前当期純利益		18,445
法人税、住民税及び事業税	7,725	
法人税等調整額	738	8,464
当期純利益		9,981

株主資本等変動計算書

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	18,386	21,108	884	20	60,278
会計方針の変更による累積的影響額					95
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,386	21,108	884	20	60,373
当期変動額					
剰余金の配当					△15,629
当期純利益					9,981
自己株式の処分			437		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	437	－	△5,647
当期末残高	18,386	21,108	1,322	20	54,725

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△16,986	83,692	2,181	2,559	88,434
会計方針の変更による累積的影響額		95			95
会計方針の変更を反映した当期首残高	△16,986	83,788	2,181	2,559	88,529
当期変動額					
剰余金の配当		△15,629			△15,629
当期純利益		9,981			9,981
自己株式の処分	6,660	7,097			7,097
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,873	△878	△2,751
当期変動額合計	6,660	1,450	△1,873	△878	△1,301
当期末残高	△10,326	85,238	308	1,681	87,228

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品……移動平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建　　物　３年～24年

工具、器具及び備品　３年～20年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に５年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

投資損失引当金 …… 子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財務状態及び回収可能性を勘案し、損失見込額を繰入計上しております。

賞与引当金 …… 従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

返品調整引当金 …… 期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
(1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
(2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内である１年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

4. 収益の計上基準

ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準

当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常使用許諾後一定期間にわたるポストコントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウイルス・パターン・ファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。

当社はポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が147百万円減少し、繰越利益剰余金が95百万円増加しております。なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益、１株当たり当期純利益額、１株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,791百万円
短期金銭債務	8,099百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

売上高	806百万円
業務委託料	237百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	3,378,224株

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延収益否認額	17,668百万円
無形固定資産償却超過額	734百万円
未確定債務否認額	585百万円
退職給付引当金繰入超過額	883百万円
その他	1,045百万円
繰延税金資産小計	20,917百万円
評価性引当額	△149百万円
繰延税金資産合計	20,768百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△152百万円
繰延税金負債合計	△152百万円
繰延税金資産の純額	20,615百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3 〃
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.9 〃
税額控除	△1.4 〃
その他	0.5 〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.9 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号)が、平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.64%から33.06%に、平成29年１月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.26%に変更されています。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,816百万円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額が1,828百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コピー機等の事務機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

重要な取引がないため記載を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

1.	１株当たり純資産額	624円82銭
2.	１株当たり当期純利益	73円44銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月16日

トレンドマイクロ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	袖　川　兼　輔　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池　田　敬　二　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　追加情報に記載されているとおり、会社の米国子会社は、米国Hewlett-Packard Companyとの間で、同社セキュリティ事業の一部を譲り受けるための契約を、平成27年10月20日付で締結している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月16日

トレンドマイクロ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	袖　川　兼　輔	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池　田　敬　二	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、統括する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、報告を受けるとともに子会社からも事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準等に従って品質管理システムを整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月17日

トレンドマイクロ株式会社　監査役会

常勤監査役　　千　歩　　優　　㊞

監　査　役　　長谷川　文　男　　㊞

監　査　役　　亀　岡　保　夫　　㊞

監　査　役　　藤　田　浩　司　　㊞

（注）　監査役４名全員は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議　　案　剰余金の処分の件

当社は、変化の激しい事業環境への対応および競合他社に対する競争力維持のため、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつも、連結ベースでの純利益に基づいた配当を行っていきたいと考えております。配当政策の基本方針といたしましては、会計上の連結純利益をベースとした配当性向70％を目処として期末配当を行いたいと考えております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき　110円　　総額　15,060,625,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年３月28日

以　上

＜電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について＞

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1） インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2） パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3） 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4） インターネットによる議決権行使は、平成28年３月24日（木曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1） 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2） 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3） 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3． 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1） 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2） インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4． 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5．議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都新宿区西新宿六丁目６番２号
ヒルトン東京　３階　大和
ＴＥＬ：０３－３３４４－５１１１

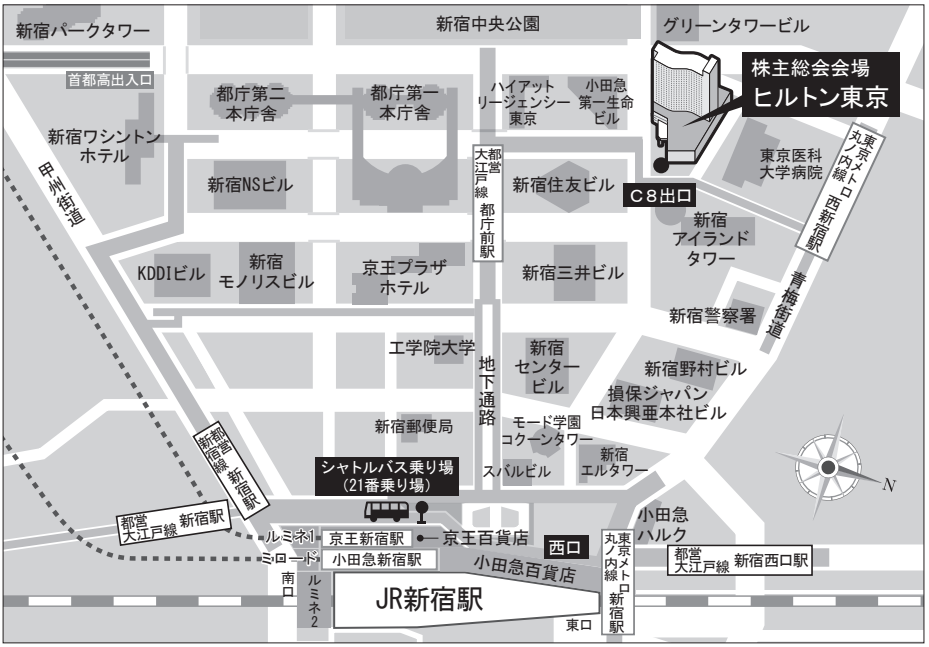

●交通機関
・ＪＲ・私鉄・地下鉄「新宿」駅西口より徒歩約10分
・地下鉄丸ノ内線「西新宿」駅Ｃ８出口より徒歩約２分
・地下鉄大江戸線「都庁前」駅より徒歩約３分

新宿駅西口京王百貨店前の21番バス乗り場より、ホテル専用のシャトルバス（無料送迎）が20分間隔で運行しております。所要時間は約10分です。シャトルバスをご利用の場合は、混雑が予想されますので、お早めにお越しください。